

罹災（火災）ごみ搬入について

柏羽藤クリーンセンター
柏原市・羽曳野市・藤井寺市

○ 搬入条件

1) 罹災（火災）ごみであること。

【罹災（火災）ごみとは】

全部又は一部が焼損し、且つ柏羽藤クリーンセンター（以下「センター」と言う。）が処理困難物指定していないものであって、主として別紙罹災廃棄物の取扱い要領表に掲げるもの。

2) 搬入については、罹災ごみが運搬中散乱しないよう荷台をシートで覆うこと。

3) 搬入車両は2トン車以下かつ車体の全長が7メートル以下のものとする。

4) 搬入車両には必ず助手を同乗させ、投入口まで誘導を行うこと。

5) 搬入後、投入口付近に落下したごみは、搬入者自ら清掃すること。

6) 家屋材の搬入については、直径20cm以下、長さ1m以下に裁断すること。

① 規定内の大きさに裁断してあるものは、検品後投入可

② 量は1/2～1/3以下に裁断してあるものは、検品後投入可

7) 可燃物・不燃物・長尺物を仕分けして搬入すること。

① 混載している場合には、分別のため手降ろしすること。

② 長尺物が混載している場合も同様とする。

8) その他搬入に関することについては、センター係員の指示に従うこと。

○ 搬入制限

1) 壁土・残土・汚泥・瓦・コンクリート・ブロックその他の処理困難物は搬入できない。

2) 柱などの太くて長いものについては、搬入条件に沿って寸法切りすること。

3) 1日に複数回搬入する場合には、搬入時間の間隔をできる限りあけること。

4) 家電リサイクル法の対象品については、家電リサイクル協会が引き取れない状態のもののみ搬入を可能とする。

○ 搬入の取消し

上記項目に違反があった場合には、搬入依頼書の発行を取消することができるものとする。